ポテトでんき

（需給契約要綱）

2026年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

ポテトでんき

1　契　約　種　別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は，ポテトでんきＢ，ポテトでんきＣおよびポテトでんきＤといたします。

2　ポテトでんきＢ

(1)　対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ　お客さまが１年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

ハ　１需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびロに該当し，かつ，ハの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)　契 約 電 流

契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気標準約款［低圧］（コクリエ）（以下「コクリエ標準約款」といいます。）別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハのポテトでんき割引額を差し引いたものといたします。ただし，電力量料金は，コクリエ標準約款別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合

は，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	572円10銭
契約電流15アンペア	858円15銭
契約電流20アンペア	1,144円20銭
契約電流30アンペア	1,716円30銭
契約電流40アンペア	2,288円40銭
契約電流50アンペア	2,860円50銭
契約電流60アンペア	3,432円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	35円77銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42円06銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45円78銭

ハ　ポテトでんき割引額

ポテトでんき割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額× 3 %

なお，割引対象額は，イによって算定された基本料金と，その１月の電力量にロの該当料金を適用して算定された金額との合計といたします。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハのポテトでんき割引額を差し引いて得た金額が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額およびコクリエ標準約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	490円54銭

(5)　そ　の　他

イ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ　当社は，コクリエ標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ　この契約要綱に定めのない事項については，コクリエ標準約款によるものといたします。

3　ポテトでんきＣ

(1)　対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ　お客さまが１年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ　１需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）との合計（この場合，１キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，当該一般送配電事業者等が低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびロに該当し，かつ，ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボ

ルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契 約 容 量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，コクリエ標準約款別表４（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金およびコクリエ標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハのポテトでんき割引額を差し引いたものといたします。ただし，電力量料金は，コクリエ標準約款別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は，コクリエ標準約款別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，コクリエ標準約款別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，コクリエ標準約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，コクリエ標準約款別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	572円10銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	35円77銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42円06銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45円78銭

ハ　ポテトでんき割引額

ポテトでんき割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額×３％

なお，割引対象額は，イによって算定された基本料金と，その１月の電力量にロの該当料金を適用して算定された金額との合計といたします。

(5)　そ　の　他

イ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ　当社は，コクリエ標準約款 17（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ　この契約要綱に定めのない事項については，コクリエ標準約款によるものといたします。

4　ポテトでんきＤ

(1)　対象となるお客さま

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ　お客さまが１年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ハ　１需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は，契約電流，契約容量または契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は，別表１〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）との合計（この場合，10アンペアおよび１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，当該一般送配電事業者等が低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびロに該当し，かつ，ハの契約電流，契約容量または契約電力と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 電 力

契約電力は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，コクリエ標準約款別表 4 （契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金およびコクリエ標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハのポテトでんき割引額を差し引いたものといたします。ただし，電力量料金は，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，コクリエ標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，コクリエ標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,681円02銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29円03銭

ハ　ポテトでんき割引額

ポテトでんき割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額×３％

なお，割引対象額は，イによって算定された基本料金と，その１月の電力量にロの該当料金を適用して算定された金額との合計といたします。

(5)　そ　の　他

イ　変圧器，発電設備および蓄電池その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ハ　この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ニ　この契約要綱に定めのない事項については，コクリエ標準約款によるものといたします。

5　債 権 の 譲 渡

(1)　当社は，コクリエ標準約款およびこの契約要綱によって発生する料金その他の債権について，旭川ケーブルテレビ株式会社に譲渡いたします。

(2)　当社および旭川ケーブルテレビ株式会社は，債権の譲渡に係るお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略いたします。

(3)　(1)により譲渡する債権に関する支払義務，支払期日，支払方法等の取扱いについては，コクリエ標準約款の規定にかかわらず，旭川ケーブルテレビ株式会社の定めるところによるものといたします。

附　　則

1　実　施　期　日

この契約要綱は，2026年11 月 1 日から実施いたします。

2　契約容量および契約電力についての特別措置

(1)　3 （ポテトでんきＣ）(1)または 4 （ポテトでんきＤ）(1)に該当し，お客さまが希望され，かつ，当社との協議が整った場合には，契約容量または契約電力は，3 （ポテトでんきＣ）(3)または 4 （ポテトでんきＤ）(3)にかかわらず，当分の間，契約負荷設備の内容を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお，この場合の契約容量または契約電力が，負荷の実情に比べて不適当と認められるときには，原則としてこの特別措置を適用いたしません。

(2)　(1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが，需要場所における負荷設備を変更される場合には，原則として，3 （ポテトでんきＣ）(3)または 4 （ポテトでんきＤ）(3)により契約容量または契約電力を定めます。

別　　表

1　契約設備電力の算定

(1)　契約設備電力は，原則として，主開閉器の定格電流にもとづきコクリエ標準約款別表 4 （契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

(2)　(1)によりがたい場合は，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(3)　契約設備電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。ただし，日割計算対象日数が30日を上回る場合には，日割計算を行なわないものといたします。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。